

平成 23 年 3 月 11 日
住宅局住宅生産課

地方公共団体における住宅リフォームに係る支援状況調査の結果について

I. 調査の趣旨

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された新成長戦略では、2020 年までに「中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増」を目標に掲げており、そのためには、今後、国と地方公共団体が一体となってリフォーム市場の促進を図ることが必要であるため、地方公共団体における現在のリフォーム支援の状況について調査を実施しました。

II. 調査対象

全国の地方公共団体

III. 調査結果の概要（集計結果）

1. リフォーム支援制度を有している地方公共団体

①都道府県 39 / 47 ②市区町村 1,328 / 1,750

※ 補助だけでなく、融資、利子補給、ポイント発行等も含みます

※ 住宅所有者、リフォーム事業者へ直接支援する地方公共団体数を集計

2. リフォーム支援制度数

計 約 5,000

3. リフォーム支援の目的

① 耐震改修（耐震改修、耐震診断等）	1,709
② バリアフリー改修（高齢者対応リフォーム、障害者対応リフォーム等）	1,174
③ エコリフォーム促進（エコリフォーム、エコ設備設置等）	982
④ 災害予防（アスベスト対策、火災報知器設置、雪対策等）	297
⑤ リフォーム促進（地域材利用促進、地場工務店振興、リフォーム市場活性化等）	340
⑥ その他	661

4. 支援方法

① 補助	4,673
② 融資（無利子）	55
③ 利子補給	187
④ 融資（有利子）	150
⑤ ポイント発行	33
⑥ その他	68

5. 補助要件について

(1) 工事施工者

①中小事業者	33
②都道府県（市区町村）内の事業者	513
③都道府県（市区町村）内の事業者かつ中小事業者	19
④その他の要件	1,076
⑤要件なし	3,466

(2) 発注者

①高齢者・身体障害者のみ	714
②低所得者のみ	23
③その他の要件	2,976
④要件なし	1,408

6. 他の補助事業との関係

①ほかの補助事業との併用は不可	853
②ほかの補助事業の利用を要件としている	351
③その他	893
④要件なし	3,004

7. 支援対象

①特定の工事の工事費用に応じて決定	2,339
②工事費用に応じて決定	770
③（工事費用にかかわらず）定額を補助	410
④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	488
⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	61
⑥その他	1,023

注）上記の結果は本調査により把握できた範囲での集計結果であり、必ずしも全国全てのリフォーム支援制度を網羅しているわけではありません。また、平成22年10月時点で実施していたリフォーム支援制度を取り纏めた結果ですので、最新の情報については地方公共団体にお尋ね下さい。

なお、各地方公共団体におけるリフォーム支援制度の概要は、下記のHPで公表しております。

【国土交通省「住まいの安心総合支援サイト」】

URL (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>)

＜問い合わせ先＞ 電話（代表）：03-5253-8111 住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 勝又（内線：39445） 山口（内線：39447） 吉竹（内線：39448） 直通：03-5253-8942
--